

板橋区立学校園長 様

板橋区教育委員会事務局
指導室長 門野吉保

平成30年度板橋区立学校園における熱中症予防緊急対策について

この度、国や東京都、板橋区の方針を踏まえ板橋区立学校園の熱中症予防対策を下記のとおり定めます。各校園では、本通知に基づき、熱中症事故の防止を図るようお願いします。

記

- 1 各種教育活動を行う場合は、活動量・内容・時間・場所等を変更するなど柔軟に対応するとともに、水分補給や休憩を適切に行うなど熱中症対策を講じる。
- 2 別添資料「熱中症予防運動指針」及び環境省熱中症予防情報サイト (<http://www.wbgt.env.go.jp/>) 等に基づき、天候・気温、活動内容・場所等の状況により、無理に活動せず自粛するなどの適切な判断をする。
板橋区は、同サイトの「練馬」の数値を参照する。
また、幼児については、WBGTは、地上50cmを想定した「子供」を活用する。
- 3 幼児・児童・生徒一人一人の心身の発育・発達や体力・技能等に応じた活動計画を立案するとともに、その計画に基づき適切に指導する。また、健康観察を適宜適切に行い、一人一人の状況に応じて必要な対策を個別に講じるとともに、校内放送等を活用して、繰り返し注意を喚起する。
- 4 各種教育活動中においては、管理職が巡回するなどして健康・安全に活動していることを確認する。
- 5 プールでも熱中症を発症する恐れが十分あることから、小学校では、水泳指導においてもWBGT31℃を超える場合は、同指針に基づき中止とする。
- 6 部活動においては、指導者は、スポーツ医・科学の見地から、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。特に、熱中症のリスクが高まる時期は、活動時間・内容を精選し、次のような対応をとる。
 - ・WBGT31℃以上では、特別の場合を除き、運動を中止する。
 - ・活動中は、常に水分補給ができる体制をとる。
 - ・20分間に1回程度の休憩をとる。（できるだけ空調設備の整った場所を確保する。）
 - ・具合が悪い生徒は、速やかに保健室等の涼しい場所に移動する。
 - ・活動前後の健康観察に加えて、活動中にも一人一人に声を掛けるなど、生徒の健康状況を常に把握する。
 - ・応援する生徒についても、同様の措置を講じる。
- 7 各種教育活動等を中止や延期等をする場合には、メール又はホームページを活用して、その旨を保護者等に伝える。

(担当) 統括指導主事 長 田 洋 幸
統括指導主事 山 根 まどか
指導主事 三 原 唯 嘉
電 話 3 5 7 9 - 2 6 4 3